

明治二十二年十月

山形縣令
第三十二号達

質屋取締細則俗解

發兌

靜遠書屋藏

№ 22560 / 22

質屋取締細則俗解

縣令第三十二号

質屋取締細則左ノ通改定ス

明治廿二年四月十一日

山形縣知事 柴原 和

明治十七年三月廿五日大政府より第九号布告を以て質屋取締條例といふを達しに
なりたるのであります

質屋取締細則

第一條 質屋營業ヲサントスル者ハ其願書ニ組合取締人ノ加印ヲ

受ケ(以下願届モ)所轄警察署又ハ分署ニ願出免許証ヲ受クヘシ其支

店ヲ設ケントスルトキ亦同シ



未丁年者ニシテ營業ヲ爲サントスルトキハ後見人ヲ定メ連署ノ上
出願スヘシ

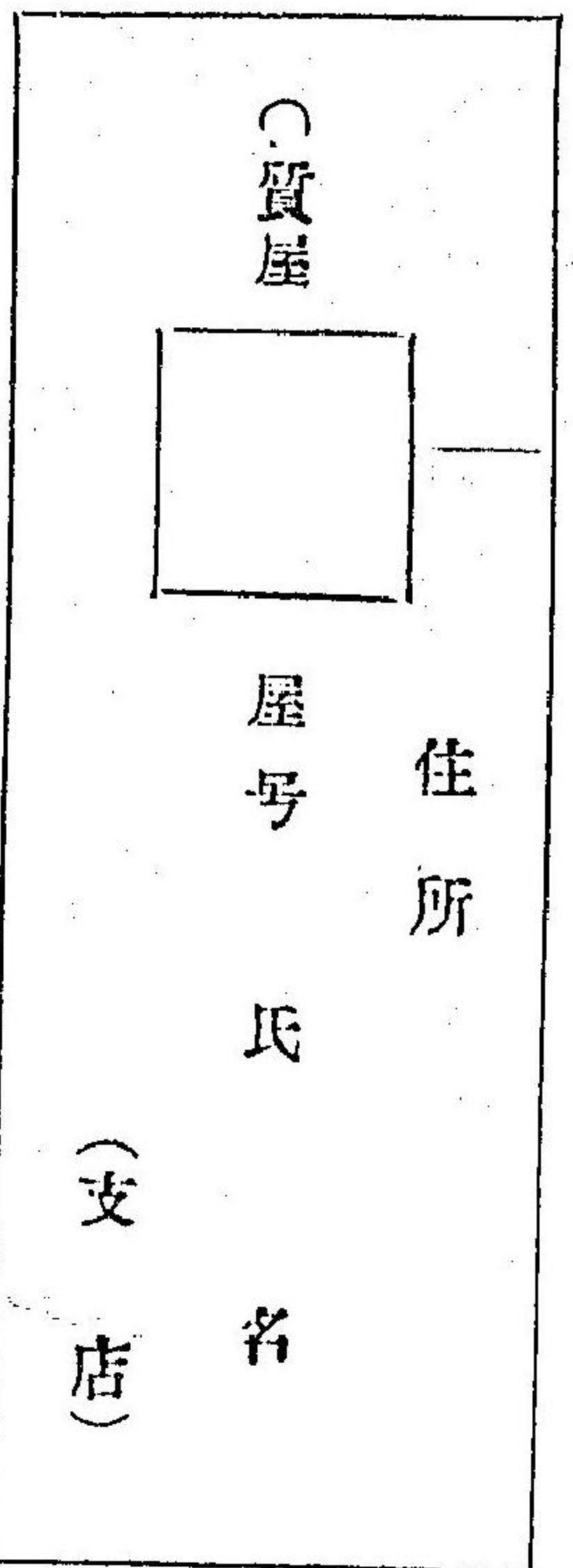
本條の譯は何人でも質屋と渡世一やふと思ふなら先づ第一に其願書と自分が所轄する
警察署か分署に願出て免許証といふ証を受けねばなりませんその願書には組合取
締人として營業人一同が頼み置きたる取締人の連印として貰はなければなりません此連
印はこの時だけでなく營業に就ての願書届書には皆取締人の連印か入用であります。
そして支店と開かふとする時も本店同様の手續きとするので支店だからとて本店と別
に異りはないのです又未丁年者云々であるは未だ二十歳にならぬ年少のものが營業と
願ふ時のことにて其時は後見人と立て、後見人と連印で願と出すのですその後見人に
はたしかな人と撰拔るのがかんじんです

第二條 質屋ハ左ノ雛形ノ看板ヲ製シ所轄警察署又ハ分署ノ烙印ヲ
受ケ之ヲ店頭ニ掲クヘシ

但シ廢業又ハ他ノ警察署分署所轄内ニ移轉セントスルトキハ消

印ヲ受クヘシ

警察署又ハ分署ノ烙印



第一條の手續きとして願ひが全たく開届けになり免許証か下下げになつて始めて質屋
となつた印しに茲に示されてある通りの看板と捺し警察署か分署の烙印と申し受けて
店前に掛けて置のであります、そして廢業した時と他の警察署分署の扱下に引越とし
た時は先に焼印と申し受けし警察署か分署に參つて消印として貰はねばなりません

第三條 盜罪詐欺取財ノ罪又ハ刑法第三百九十九條第四百一條ノ處
斷ヲ受ケ若クハ條例ニ違犯シタル者ヲ營業上ニ使用セントスルト

キハ所轄警察署又ハ分署ニ届出ツヘシ

様々の盗み欺詐としたもの又は刑法第三百九十九條とは賊が盗んで来た贓品であるといふことと知つて居ながら夫と受け取るか藏してやるか賣つてやるか左もなければ盗み贓品だといふことと知て居ながらイヤ盗み贓品でないを保證に立て人に迷惑とがけるなど、これらの事が露れて處分と着たものと、又四百一條とあるは詐偽取つた品物か左もなければ其他の犯罪に關係してある物品であることと知つて居ながら夫と受け取るか藏して遣るか賣つて遣るか左もなければ左様いふ怪しい品でないを保證に立て人に迷惑とさせるとか之等の悪事が露れて罪と着たもの、夫から質屋取締條例と違犯て處分されたもの、之らの者と商賣の上に使はふと思ふ時は所轄さる、警察署か分署に届出ねばなりません

第四條 條例第四條第五條ニ依リ證人ヲ要シタルキハ其事由ヲ證明シタル書面ヲ取り置クヘシ

條例とあるは質屋取締條例の四條五條のことにて其譯は身元の確然でないものから質

物と取る時の證人と又十五年にならぬもの、馬鹿や狂氣、雇主の家に居る雇人、之らのものから質物とする時の證人とて役所町村學校病院社寺會社などの印と押してあるとか記號と付てあるとか左様のものと質物に取る時の證人とか立合つた時その事柄と確かめた書付と是非取つて置かねばなりません

第五條 左ニ記載シタル者證人タルトキハ質物ヲ取ルコトヲ得ス

一 十五歳未満ノ者

二 白痴瘋癲及瘖啞者

三 盜罪詐欺取財ノ罪又ハ刑法第三百九十九條第四百一條ノ處斷ヲ受ケタル者

四 條例第十五條ニ依リ營業禁止又ハ停止中ノ者

十五歳にならぬもの(壹)と馬鹿や狂氣と瘖啞(二)と盗み詐欺や刑法第三百九十九條第四百一條(この二ヶ條の譯は第二條の解釋の處にて委しく載せたり)の處分と受けたも

の(三)と一年内に二度以上質屋取締條例を犯したので同條例第十五條に照され現に
商賣と止め切に止められたものや一時止められたもの、之らの者が證人となつた時
は確然な證人とは云はれないのだからその質物と取ることばなりません

第六條 質屋ハ左ノ帳簿ヲ製シ其紙數ヲ記シ品觸帳ヲ除ク外所轄警
察署又ハ分署ノ檢印ヲ受クヘシ

但廢業シタルトキハ消印ヲ受クヘシ

一 質物臺帳

此帳簿ニハ質物ヲ取リタルトキ第一號書式ニ依リ記載スヘ
シ

二 流質物賣拂帳

此帳簿ニハ質物ヲ賣拂タルトキ第二號書式ニ依リ記載スヘ
シ

三 物品預帳

此帳簿ニハ物品ヲ預リタルトキ第三號書式ニ依リ記載スヘ
シ

四 品觸帳

此帳簿ニハ品觸ヲ順次編綴シ到達シタル年月日時ヲ記入シ
置クヘシ

質屋は茲に示されてある通り質物臺帳以下の帳面と捺らい置いて帳面の紙數と記し
置き品觸帳と除く外は何れも所轄警察署か分署の檢印と受けるのです若し廢業した時
は檢印と消して貰はねはなりません借帳面の中質物臺帳は質物と取る時の帳面で其書
方は下にある第一號書式の通り、流質物賣拂帳は流れた質物と賣拂ふ時の帳面で其書
方は下にある第二號書式の通り、物品預帳は物品と預つた時の帳面で其書方は下に
ある三號書式の通り次に品觸帳は品觸の到達になる度毎にこの帳面に綴り込めて、

そして其品觸の自分の手許に廻された年の年月日と一々書いて置くのです

第七條 質物ニハ帳簿ト同一ノ番号ヲ付シ一定ノ場處ニ藏メ置クヘシ

総て品物は帳面と同じ番号を付けて置き又平素定めて置く場處に仕舞置かねはなりません

第八條 免許証ハ貸借スルヲ許サス

他人には勿論のことたとへて營業人の家内にて親子兄弟夫婦の中と雖も質屋の鑑札即ち免許証は貸借することはなりません

第九條 轉居改氏名水火盜難其他ノ原由ニ依リ免許証ニ異動ヲ生ス

ルカ又ハ毀損亡失シタルトキハ三日以内ニ所轄警察署又ハ分署ニ届出再渡若シクハ書替ヲ請フヘシ

店の引越しをしたとか姓名と改めたとかその外水難火災にかゝるとか左様でなければ

ば盗難などにかかりて免許証を紛失したとか破損したとかで書替とせねばならぬといふ時は三日の中に警察署か分署に届出で鑑札の二度渡しか書替かと受けねばなりません

第十條 他ノ警察署又ハ分署所轄内ニ移轉セントスルトキハ現營業

地ノ所轄警察署又ハ分署ニ届出免許証ヲ返納シ更ニ第一條ノ手續

ニ依リ移轉地ノ所轄警察署又ハ分署ニ願出ツヘシ

質屋渡世人は他の警察署分署の所轄内に引越してして營業しやうとするときはこれ迄所轄されてあつた警察署か分署にその譯を届出て、免許証を一旦返し納め借引越した土地と處轄さる、警察署か分署に願出て、新たに鑑札を受けねばなりませんその願出ての手續は第一條に解釋をした通りであります

第十一條 廢業セントスルトキハ所轄警察署又ハ分署ニ届出免許証

ヲ返納スヘシ

渡世と廢めやうとするときは所轄さる、警察署か分署に届出て先に申し受てある免許證と返し納めるのです

第十二條 質屋ハ所轄警察署又ハ分署區域ニ從ヒ組合ヲ設クヘシ

但少數ニシテ組合ヲ設クルコト能ハサルトキハ所轄警察署又ハ分署ノ認可ヲ受ケ適宜他ノ組合ト合併スルコトヲ得

質屋渡世人ハ所轄されてある警察署か分署の扱下支のものにて組合と立てねばなりません併しなから組合の人数が少なくして一の組合と立てることの出来ぬ時は警察署か分署の認可を受けてその實際の都合と見計ひ他の組合と合併しても宜いといふことと示されたのであります

第十三條 組合ニ於テハ其規約ヲ定メ所轄警察署又ハ分署ノ認可ヲ受クヘシ其改正ヲ要スルトキ亦同シ

前の條にて組合と立てることと定められたが併組合と立たなれば規約として云はゞ組合の約

東書と拵いて所轄さる、警察署か分署の認可を受けねばなりません、そして其約束書と改め直そうといふことがあつた時も亦同様の手續と爲さねばなりません

第十四條 組合ニ於テハ取締人一人副取締人一人若クハ數人ヲ組合中ヨリ公撰シ所轄警察署又ハ分署ノ認可ヲ受クヘシ

但不適任ト認ルトキハ任期中ト雖モ改撰セシムルコトアルヘシ
組合にて組合中の取締と付る爲めに取締人といふと一人副取締人といふと一人か數人、これらの役員とは營業人中から撰み出し警察署か分署の認可と受るので併しこの役員のうちで相當の人物でない認めが付た時は未だ勤むべき年期限内でも撰み直しと命令らる、ことがあるのです

第十五條 取締人ニ於テ取扱フヘキ事項左ノ如シ

- 一 組合中諸般ノ取締ヲ爲ス事
- 二 營業ニ關スル諸規則命令ヲ營業者ニ通知スル事

三 品觸ヲ組合中ニ配付シ証印ヲ取り置ク事

四 結合營業者ノ願届ニ加印シ意見アルモノハ其旨ヲ添申スル事

五 組合中ノ名簿ヲ製シ住所屋号氏名年齢ヲ記載シ實印ヲ押捺セ

シメ増減變更アル毎ニ加除スル事

六 組合ニ關スル費用ヲ收支決算シ之ヲ組合ニ報告スル事

右ノ外規約ヲ以テ定メタル事項

本條の譯は取締人にて取扱ふ事柄と示されたるものにて組合中諸般の取締と始めとし
(一)、渡世に就も關聯のある諸種の規則類やら其筋から命令られた事柄と渡世人に通
じて知らせ (二)、品觸の達しがある度毎に組合中に配りて証據に印と取つて置くこ
と (三)、組合渡世人の願届には連印と一てやり若し連印とすることに就て自分の見
込がある時はその次第柄と添書して出すこと (四)、組合中の人名と記す帳面と作つて
夫れには住居、屋号、氏名、年齢と記して銘々から夫に實印と取つて置き借人頭を増減

か變更でもあつた時はあつた様に夫々抜きさしとして置くこと (五)、組合に關聯支拂
ひの出入れと決算して組合中に報告とすること (六)、この外組合内にて定めてある事
柄と總て取扱かはねばなりません

第十六條 質屋ハ組合ニ關スル費用ヲ負擔スヘシ

質屋渡世人は組合に關聯費用とば總て背負ねばなりません

第十七條 營業上ニ就テハ家族又ハ雇人ノ所爲ト雖モ營業者若クハ

後見人其責ニ任スヘシ

渡世柄のことは家内のものや雇人が爲た事柄でも總て營業人が後見人が身の上のこと
になるのであるから平生その心掛けでなければなりません

第十八條 第一條第二條第三條第四條第五條第六條第七條第八條第

九條第十條第十一條ニ違背シタル者ハ質屋條例ニ依リ處分セラル

、者ヲ除ク外違背罪ヲ以テ處分セラルヘシ

本條はこの細則と犯したものと罰せらるゝことと示されたのでこの細則の第一條から第十一條まで十一ヶ條何れに違犯ても違警罪にて處分されるのであります。夫でも質屋取締條例にて處分されたものは取除かれるのであります。

第一號書式

質屋臺帳書式

(〇ハ朱)

何府縣何郡區何町村何番地

何職士族平民

質入主 氏名

証人ヲ要シタルトキハ住所氏名ヲ記載シ本人及証人ノ實印ヲ捺捺セシムヘシ

何年何月何日質入
第何號
貸金何拾何圓也

利子何程(以下倣之)

一何色羽二重紋付男小袖

壹枚

但何紋何ヶ處ニアリ裏何色袖口何

第何號 何年何月何日第何號ノ品ト入換(受戻)

貸金何拾何圓也

一何色縮緬女小袖

壹枚

但何紋何ヶ處ニアリ胴裏何裾何袖口何

第何號 何年何月何日受戻

貸金何拾何圓也

一金側片硝子懷中時計

壹個

但器械何國製番號何號附屬品何

第何號 何年何月何日賣拂

貸金何拾何圓也

一 黒塗何寸重箱

壹 個

但内朱塗蓋ニ金箔ニテ何々ノ紋アリ又ハ何々ノ蒔繪アリ

小計幾品

貸金何百何拾圓也

第二號書式

流質物賣拂帳書式

何府縣何郡區何町村何番地
何職士族平民

買主又ハ讓受主

氏

名

何年何月何日賣拂

一 質物臺帳ト同一ノ番號ヲ附スヘシ

何年第何號

價金何拾何圓也

一 何色羽二重紋付男小袖

壹 枚

何年第何號

價金何拾何圓也

一 何色縮緬女小袖

壹 枚

何年第何號

價金何拾何圓也

一 金側片硝子懷中時計

壹 個

何年第何號

價金何拾何圓也

一 黒塗何寸重箱

壹 個

小計幾品

價金何百何拾何田也

第三號書式

物品預帳書式

何府縣何郡區何町村何番地
何職士族平民

預ケ主

氏

名

何年何月何日預リ

第何號

一何色羽二重紋付男小袖

但何々ノ爲メ預ル(以下倣之)

第何號

壹枚

一何色縮緬女小袖

第何號

一金側片硝子懷中時計

第何號

一黒塗何寸重箱

小計幾品

壹枚

壹個

壹個

明治廿二年十月十八日 御届
年十月廿九日 出版

編輯兼
出版人
松尾若

發兌

山形縣平民

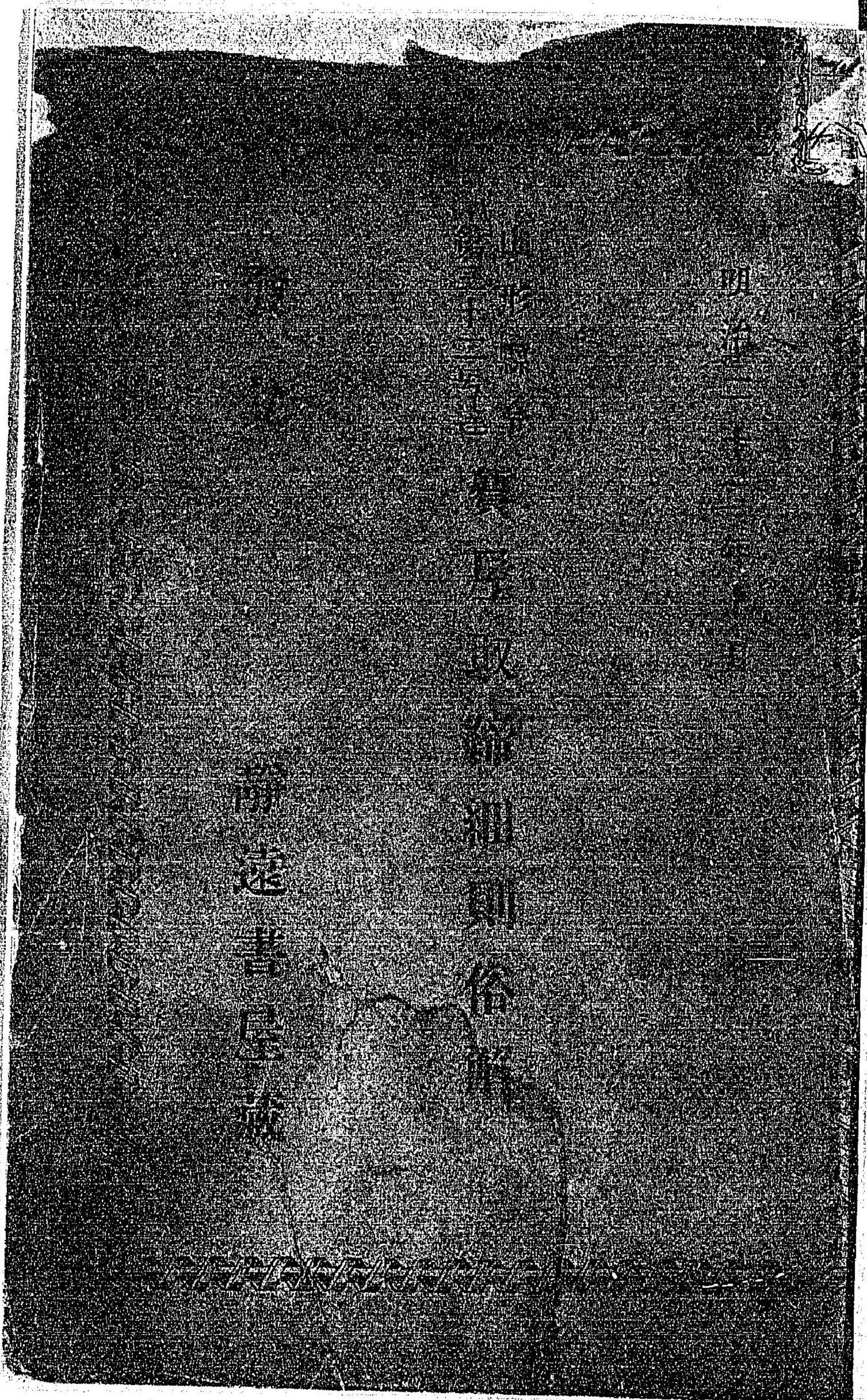
横山作左衛門

山形縣最上郡戸澤村
大字松坂六十番地

枋木縣平民

古口直一

東京京橋區新富町
三丁目五番地寄留



033632-000-7

特54-747

質屋取締細則俗解

静遠書屋

M22

BBK-0475

